

LAND ROVER NEW CAR EXTENDED WARRANTY

加入対象モデル：THE NEW RANGE ROVER, RANGE ROVER SPORT, RANGE ROVER VELAR, RANGE ROVER EVOQUE, DISCOVERY, DISCOVERY SPORT, DEFENDER
 ※加入対象モデルは、新車登録後36ヵ月以内の登録車



有料加入	新車登録	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
------	------	-----	-----	-----	-----	-----

ランドローバー新車延長保証は、新車登録日から4年目以降の1年間または2年間の有料延長保証プログラムで、ロードサイドアシスタンスも付帯されています。

1. 車両保証

お車を構成する純正部品に、材料または製造が原因で不具合がおきた場合、無料で修理(保証修理)いたします。メーカー保証満了日の翌日から「ランドローバー新車延長保証書」に示す保証満了日まで、走行距離にかかわらず保証が適用されます。

※メーカー保証期間中であってもメーカー保証の規定走行距離を累計で超過した時点から新車延長保証が開始されます。
 ※新車延長保証へのご加入日が2017年8月20日以前の場合、保証期間中における累計走行距離が200,000km超過時点で保証およびランドローバーロードサイドアシスタンスが失効となります。
 ※消耗部品(バッテリー、ベルト類、フィルターなど)、油脂類(エンジンオイル、バッテリー液など)、ボディ内外装部品(ボディパネルおよび構成部品など)および別扱いの保証の部品を除きます。

【ランドローバー新車延長保証の対象箇所と通常料金の例】



※料金に含まれる工賃は、2022年2月時点の参考単価(1時間あたり14,850円)と標準作業時間から算出しています。
 ※正規ディーラーによっては、工賃単価が異なる場合があります。
 ※上記価格は10%の消費税が含まれています。

2. ロードサイドアシスタンス (付帯サービス)

ランドローバー ロードサイドアシスタンスコールセンターが、365日24時間体制で待機しています。保証だけではなく、ドライブ中の方が一のトラブルにも対応します。

トラブル現場での応急処置	積載車によるお車の移動	ご旅行の継続やご帰宅の手配
修理後のお車の引き渡し	損害保険会社への連絡	メッセージ伝言サービス

3. 加入プランと加入料金

ランドローバー新車延長保証(有料)は、1年延長と2年延長の2つのプランからお選びいただけます。新車登録後36ヵ月以内であればご加入いただけます。(ただし、メーカー保証における制限走行距離未滿)新車登録日から3ヵ月以内にご加入契約いただきますと最もお得です。

※消費税込

プラン	1年延長プラン(4年目)加入料金			2年延長プラン(4-5年目)加入料金		
	ご加入タイミング	新車登録日から3ヵ月以内	新車登録日から3ヵ月超え24ヵ月以内	新車登録日から24ヵ月超え36ヵ月以内	新車登録日から3ヵ月以内	新車登録日から3ヵ月超え24ヵ月以内
THE NEW RANGE ROVER RANGE ROVER SPORT	147,400円	182,600円	239,800円	289,960円	361,790円	464,200円
RANGE ROVER VELAR DISCOVERY	88,000円	104,500円	122,100円	160,490円	193,600円	222,310円
RANGE ROVER EVOQUE DISCOVERY SPORT DEFENDER	72,600円	84,700円	97,900円	130,790円	154,990円	176,770円

※新車登録日から36ヵ月を超えたとご加入いただくことができません。
 ※1年延長プランと2年延長プランの保証内容に違いはありません。
 ※上記価格は10%の消費税が含まれています。
 ※上記加入期間中の車両でも、加入できない車両がございます。

4. 保証規定

移行	<ul style="list-style-type: none"> ・1回限り、お乗り換えのランドローバー車またはジャガー車に移行することができます。 ・お乗り換えの時点で、本延長保証を一切使用しておらず、契約開始日2017年8月21日以降、初度登録日から3年以内かつ3年以内にメーカー保証の走行距離制限を超えていない場合に限りです。 ・新たに購入された車両が早期加入対象(初度登録日より3ヶ月以内)であることが条件です。 ・新たに購入されたモデルの契約料金との差額をお支払いいただく必要があります。 ・契約料金が下回った場合、差額をご返金します。
継承	<ul style="list-style-type: none"> ・保証期間が残っている車両を購入された場合は、保証を継承することができます。 ・正規ディーラーネットワークで点検整備(有料)をお受けいただき、その車両が保証できる状態にあることを確認できれば、保証書の変更手続きが可能です。
解約	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を譲渡または廃車する場合、所定の手続きで保証を解約できます。 ・返戻金額は契約内容、時期によって異なります。 ・保証修理を一度でも行った場合、もしくは保証の残存期間が1ヶ月未滿の場合は解約できません。

※その他、巻末の各種プログラム概要の補足もご確認ください。